

直方市水道事業浄水施設等運転管理業務委託 事業者選定評価基準

1. 定義

直方市水道事業浄水施設等運転管理業務委託事業者選定評価基準（以下「選定評価基準」という。）は、最優秀提案事業者（委託事業者決定のための優先交渉権者）及び優秀提案事業者を選定するにあたり、客観的に評価するための基準として示すものである。

2. プロポーザル参加資格

プロポーザル参加資格は、次の各号に掲げる条件をすべて満たした場合に有するものとし、プロポーザルに参加しようとする者（以下「応募者」という。）から応募表明書及び応募資格審査申請書類の提出を受けた後、直方市水道事業浄水施設等運転管理業務委託事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）事務局（以下「事務局」という。）が書類審査時に確認する。

応募者は、応募資格確認の日において、次の各項及び各号すべてを満たす法人とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当しない者であること。
- （２）直方市登録業者名簿（物品・役務）に登録され、施設運転、保守又は設備管理業務等の品目登録がなされていること。
- （３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- （４）法人税、消費税及び地方消費税並びに直方市税及び会社所在地の市町村税の滞納がないこと。
- （５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び第 6 号に規定する暴力団員でないこと。また、これら暴力団及び暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- （６）施設能力 10,000m³/日以上以上の国内の浄水場（水道事業又は水道用水供給事業に係るもの。）において、運転管理業務を元請として事故無く 1 年を超えて受託した実績を有する者であること。
- （７）ISO9001 及び ISO14001 又はエコアクション 21 の認証を取得していること。

(8) 次に掲げる有資格者を令和7年4月1日までに配置できること。

1) 水道法（昭和32年法律第177号）第24条の3第3項の規定に基づく「受託水道業務技術管理者」または社団法人日本水道協会の水道施設管理技士認定センターが認定する「水道浄水施設管理技士2級以上」の資格を有し、かつ浄水場運転管理の実務経験が3年以上ある者を2名以上でかつ業務委託期間完了まで配置するものとし、受託者の理由による変更は認めないものとする。ただし、資質、健康問題、履行不能の恐れのあるとき等は、発注者と受注者協議の上、交代をさせることができる。

また、上記有資格者については、業務委託期間完了時における年齢上限を65歳までとする。

2) 配置人員の半数以上が、社団法人日本水道協会の水道施設管理技士認定センターが認定する「水道浄水施設管理技士3級以上の資格」（令和7年度登録予定者可）を有すること。

3. 資格審査

審査方法

事務局（水道施設課 浄水係）が、応募表明書及び応募資格審査申請書類により応募者を書類審査し、提出書類に不備がなく、応募者に関する条件等を全て満足した者を提案可能者とし、条件を満足しない場合は失格とする。

4. 最優秀提案事業者及び優秀提案事業者の選定について

最優秀提案事業者及び優秀提案事業者の選定は、評価委員会が審査（提案書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング）にて行う。

5. 提案審査

(1) 審査方法

提案可能者として選定された応募者から提案書を受理した者を対象に提案書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、直方市水道事業浄水施設等運転管理業務委託事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）は選定評価基準の項目により審査を行う。

提案説明者は水道法第 24 条の 3 第 3 項の規定に基づく「受託水道業務技術管理者」または社団法人日本水道協会の水道施設管理技士認定センターが認定する「水道浄水施設管理技士 2 級以上」の資格を有し、かつ浄水場運転管理の実務経験が 3 年以上ある者で、受注された際の総括責任者となる者を主とする。

審査における総評価得点が最も高い者を最優秀提案事業者とし、次点の者を優秀提案事業者として選定する。

なお、審査における最高得点者が複数存在する場合、最高得点を付与した委員数の多い提案者を上位に選定する。

(2) 提案審査における選定評価基準

（業務提案の総合評価項目・大項目）

- ① 企業の信頼性について
- ② 業務運営及び業務実施計画等の考え方
- ③ 浄水施設点検業務に関する考え方
- ④ 原水・浄水及び送配水施設の水質管理に関する考え方
- ⑤ 危機管理に関する考え方
- ⑥ 配水施設に関する考え方
- ⑦ 当市の第 6 次総合計画等の考え方
- ⑧ 見積書

6. 定量化審査の方法

(1) 審査の方法

最優秀提案事業者及び優秀提案事業者選定の方法は、選定評価基準に基づき、次の審査方法に従い定量化する。

①定量化審査の基本方針

定量化審査による得点が総合評価の値となるため、その配点及び得点化基準については、本委託の目的と重要性を勘案して設定した。

②審査における項目別の配点

前記の定量化審査の基本方針を踏まえ、配点について次のとおりとした。

1. 企業の信頼性評価（大項目）

（中項目）	
1. 会社の基本方針及び経営状況	配点： 30 点
2. 他都市の水道施設運転管理等の受託実績	配点： 20 点
評価項目計： 50 点	

2. 業務運営及び業務実施計画等の考え方（大項目）

（中項目）	
1. 業務遂行の基本方針	配点： 40 点
2. 現場責任者の役割	配点： 50 点
3. 当市の水運用に対する理解度及び各浄水場における 効率化・コスト縮減に関する考え方	配点： 60 点
評価項目計：150 点	

3. 浄水施設点検業務に関する考え方（大項目）

（中項目）	
1. 施設点検業務の重要性	配点： 30 点
2. 施設の理解度	配点： 40 点
3. 機械、電気、計装設備の故障・異常時の対応力	配点： 40 点
4. 従事者への教育方法	配点： 40 点
評価項目計：150 点	

4. 原水・浄水及び送配水施設の水質管理に関する考え方（大項目）

（中項目）	
1. 浄水工程における水質管理の認識	配点： 30 点
2. 適正な薬品注入の認識	配点： 40 点
3. 薬品・水質計器の取扱いに関する認識及び理解度	配点： 40 点
4. 薬品注入設備・水質計器の故障・異常時の対応力	配点： 40 点
評価項目計：150 点	

5. 危機管理に関する考え方（大項目）

（中項目）	
1. 操作ミスなどの不注意による事故リスクを防止する施策	配点：30点
2. 損害賠償に関する考え方	配点：10点
3. 停電時及び異常水質の対応、連絡体制	配点：50点
4. 初期対応に関する考え方	配点：30点
5. 新型コロナウイルス感染症等の予防対策及び感染後の対応	配点：30点
評価項目計：150点	

6. 配水施設に関する考え方（大項目）

（中項目）	
1. 施設点検業務の重要性	配点：10点
2. 施設の理解度	配点：20点
3. 故障・異常時の対応力	配点：20点
評価項目計：50点	

7. 当市の第6次総合計画等の考え方（大項目）

（中項目）	
1. 当市の浄水施設等におけるSDGsの取り組みへの提案	配点：50点
2. 本委託を通じて、地域経済の活性化に繋がる具体的な提案	配点：50点
評価項目計：100点	

8. 見積書

見積り書（提案金額）	
1. 提案内容を遂行するために必要な費用（4年間税抜価格）	配点：200点
評価項目計：200点	

評価項目1～7の合計1,000点

③定量化審査における得点化方法

中項目ごとに5段階評価を行い、その項目に定める得点を下表を目安に付与する。

（中項目）評価内容	5段階評価	（中項目）評価の配点
極めて良好	5	配点 × 100%
良好	4	配点 × 80%
普通	3	配点 × 60%
やや不十分	2	配点 × 40%
不十分	1	配点 × 20%

* 見積価格の評価については、予算額（a）見積もり評価基準額（b）との差額を5で除した額を割振り額（c）として、別表のとおり配点を行う。

注） 見積もり評価基準額（b）は、¥294,788,900とする。

（別表）

金額範囲(税抜き)	配点：200点
($b + (4 \times c)$) 以上 ~ a 365,829,700 (95.37%) ~ 383,590,000 (100%)	40点
($b + (3 \times c)$) 以上 ~ ($b + (4 \times c)$) 未満 348,069,500 (90.74%) ~ 365,829,700 (95.37%)	80点
($b + (2 \times c)$) 以上 ~ ($b + (3 \times c)$) 未満 330,309,300 (86.11%) ~ 348,069,500 (90.74%)	120点
($b + c$) 以上 ~ ($b + (2 \times c)$) 未満 312,549,100 (81.48%) ~ 330,309,300 (86.11%)	160点
b 以上 ~ ($b + c$) 未満 294,788,900 (76.85%) ~ 312,549,100 (81.48%)	200点
($b - c$) 以上 ~ b 未満 277,028,600 (72.22%) ~ 294,785,900 (76.85%)	160点
($b - (2 \times c)$) 以上 ~ ($b - c$) 未満 259,268,400 (67.59%) ~ 277,028,600 (72.22%)	120点
($b - (3 \times c)$) 以上 ~ ($b - (2 \times c)$) 未満 241,508,200 (62.96%) ~ 259,268,400 (67.59%)	80点
($b - (4 \times c)$) 以下 ~ ($b - (3 \times c)$) 未満 223,748,000 (58.33%) ~ 241,508,200 (62.96%)	40点

（2）得点化基準

提案7項目それぞれの配点の得点のうち、1から7については大項目ごとの各審査員の最高点、及び最低点を除いた残りの得点の合計を審査員の数(最高点、最低点を除いた審査員は数えない)で除し、平均点の合計を算出。平均点の合計と、大項目8の得点を足した、総評価得点の高い順に順位を決定し、最高得点者を最優秀提案事業者、次点得点者を優秀提案事業者とする。